

大阪市天王寺区役所保健福祉課（生活保護担当）

臨時的任用職員（事務職員）募集要項

1 募集人数

1 名

2 業務内容

生活保護における医療扶助及び介護扶助に関する業務等

3 応募資格

（1）地方公務員法第 16 条（欠格条項）に該当しない者

【地方公務員法第 16 条（抜粋）】

（欠格条項）

1. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（2）日本国籍を有する者

（注）臨時的任用職員の任用は、公務員に関する基本原則（日本国籍を有しない者は、公権力の行使又は公の意志の形成への参画に携わる職に就くことができないという原則）に基づき行われます。

（3）ワード、エクセル等の基本的なパソコン操作ができる一般事務経験者かつ、社会福祉主事任用資格を有する者

以上（1）～（3）の受験資格を満たす者がこの試験を受けることができます。

4 任用期間

令和 8 年 1 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

5 勤務条件等

(1) 勤務時間・日数

午前 9 時 00 分から午後 5 時 30 分（休憩 45 分）

1 日 7 時間 45 分、週 5 日勤務

(2) 休日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始

(3) 勤務場所

大阪市天王寺区真法院町 20 番 33 号 天王寺区役所

(4) 給料

初任給（地域手当（給料月額の 16%）を含む。）は、213,556 円（募集時点）ですが、採用時には変更されることがあります。なお、職歴などがある方については、その経歴に応じて加算されることがあります。

また、手当には、通勤手当、超過勤務手当、住居手当、扶養手当などがあります。

(5) 休暇等

臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則に基づき付与されます。

年次休暇	付与日数： 5 日
特別休暇	・ 忌引休暇 ・ 結婚休暇 ・ 災害等による通勤時の出勤困難な場合 ・ 生理休暇 ・ 妊娠障害休暇 ・ 産前産後休暇 ・ 配偶者分べん休暇 ・ 育児参加休暇 ・ 育児時間休暇 ・ 子の看護休暇 ・ 短期介護休暇 ・ ドナー休暇 等

その他、部分休業制度、介護休暇等制度、病気休暇制度あり。

(6) 社会保険

大阪市職員共済組合

(7) 服務

・地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。

(8) その他

受験資格がないこと並びに申込みの内容及び受験提出書類等に虚偽のあることが認められた場合には合格を取り消すことがあります。

6 選考方法

(1) 筆記(論文)試験

次のテーマについて、ご自身の考えを添付の論文用紙に 400 字程度にまとめ、申込の際に提出してください。

テーマ「生活保護制度における課題と改善策」

(2) 口述(面接)試験

7 面接日時及び面接会場

面接日：令和 7 年 12 月 15 日(月)

面接時間：後日通知の「受験案内」に記載

面接場所：天王寺区役所 501 会議室

8 申込方法

次の書類等を持参または郵便で送付してください。なお郵便等の場合は必ず簡易書留(または簡易書留に準ずるもの)で申し込みください。

※次の書類等に不備がある場合は、選考試験を受験できないことがあります。

(1) 臨時的任用職員採用申込書 1 通

※過去 3 カ月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。

※採用申込書は本市所定の様式に限ります。

(2) 「受験案内」送付用の定形封筒(長形 3 号) 1 通

※必ず宛先を記載のうえ、110 円分の切手を貼付してください。

(3) 論文

※論文用紙は本市所定の様式に限ります。

(4) 申立書 1 通

※申立書は本市所定の様式に限ります。

○採用申込書の受付期間等

(1) 持参する場合

ア. 申込み期間

募集開始から令和 7 年 12 月 5 日（金）まで

（土曜日、日曜日、祝日を除く）

午前 9 時から午後 5 時 30 分まで

イ. 申込書受付場所

〒543-8501 大阪市天王寺区真法院町 20 番 33 号

天王寺区役所企画総務課 6 階 62 番窓口

(2) 郵便等で送付する場合

ア. 申込み期間

募集開始から令和 7 年 12 月 5 日（金）まで (当日必着)

※「臨時的任用職員採用申込書等在中」と朱書きした封筒に入れて、簡易書留（または簡易書留に準ずるもの）にて送付してください。

イ. 申込書送付先

上記 (1) イと同じ

○受験案内の送付

試験の時間等の詳細については、令和 7 年 12 月 11 日（木）までに送付する受験案内により受験者本人あてに通知します。

なお、受験案内が届かない場合、令和 7 年 12 月 12 日（金）〔10 問合せ先〕へ連絡してください。

○結果の発表

可否については、受験者本人あてに送付します。

なお、受験者本人以外にはお知らせできません。

9 その他

この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。

受験に際して大阪市が収集した個人情報は職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例に基づき適正に管理します。

10 問合せ先

天王寺区役所企画総務課

〒543—8501 大阪市天王寺区真法院町 20 番 33 号

電話：06-6774-9625

応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものです。心得た上で、申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】（抜粋）

（倫理原則）

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

（職員倫理規則）

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあっては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと